

平成 26 年度 北海道包括外部監査の結果概要について

I 監査の概要

第 1 包括外部監査人

上田 恵一（公認会計士・税理士）

第 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

道有の複合施設に係る道及び財政的援助団体等の事務の執行等について

第 3 特定の事件を選定した理由

道民活動センタービル [かでの 2・7]（札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地、以下「本施設」という。）は、地上 10 階・地下 1 階建て、延べ床面積 21,138 m²の建物内部に、多目的ホール、展示ホール、会議室・研修室及び駐車場等を有し、5 つの公の施設及び社会福祉関係団体などが入居する平成 3 年 11 月に約 93 億円の建設費を投じて設置された複合施設であり、社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図ることを目的としている。

本施設が設置されてから 20 年余り経過し、本道は、全国を上回るスピードで人口減少と少子高齢化が急速に進行するなど、施設を取り巻く社会情勢や周辺環境が大きく変化するとともに、道の財政状況が厳しい中、本施設に入居する公の施設及び社会福祉関係団体などに係る道の財政支出の総額は、多額に上っており、施設全体として効率的かつ適切に管理運営が行われているか、点検する必要がある。

また、予備調査の結果、本施設の貸室の稼働状況は、時期や種類により異なっていることなどから、各施設が道民ニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえながら、それぞれの設置目的に沿った効果的なサービスを提供し、有効活用が図られているか、また、受益者負担は適正なものとなっているかなどについて、検証する必要がある。

このため、多額の道費が支出されている複合施設である本施設の管理運営や、道民の利用と負担の状況などについて、外部の視点から点検・検証することは、今後の道の行財政改革に資すると考え、包括外部監査における特定の事件として選定した。

第 4 監査期間

平成 26 年 8 月 25 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

第 5 監査の対象機関

1 所管部局

- (1) 北海道（環境生活部、保健福祉部及び出納局）
- (2) 北海道教育厅（生涯学習推進局[北海道立生涯学習推進センター]）

2 財政的援助団体等

- (1) 複合施設に係る公の施設の指定管理者
 - ① 道民活動振興センター・東洋実業・キタデン、コンソーシアム
[北海道立道民活動センター]

- ② 公益社団法人北海道アイヌ協会 [北海道立アイヌ総合センター]
 - ③ 公益財団法人北海道地域活動振興協会 [北海道立市民活動促進センター]
 - ④ 公益財団法人北海道女性協会 [北海道立女性プラザ]
- (2) 複合施設に係る財政的援助団体

平成25年4月1日から平成26年7月31日までの期間において、第5の1の監査対象機関から行政財産の使用の許可を受けて本施設内に事務所を置く団体のうち、当該監査対象機関が地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの。

- ① 公益社団法人北海道アイヌ協会（再掲）
- ② 公益財団法人北海道地域活動振興協会（再掲）
- ③ 公益財団法人北海道女性協会（再掲）
- ④ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
- ⑤ 一般財団法人北海道老人クラブ連合会
- ⑥ 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会
- ⑦ 一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
- ⑧ 一般社団法人北海道障がい者職親連合会
- ⑨ 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会
- ⑩ 一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会
- ⑪ 公益社団法人北海道ろうあ連盟
- ⑫ 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会
- ⑬ 公益財団法人北海道障害者スポーツ振興協会
- ⑭ 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
- ⑮ 日本赤十字社北海道支部
- ⑯ 公益社団法人北海道社会福祉士会
- ⑰ 一般社団法人北海道介護福祉士会
- ⑱ 北海道精神保健福祉士協会
- ⑲ 公益財団法人北海道生涯学習協会
- ⑳ 北海道公民館協会
- ㉑ 一般社団法人北海道子ども会育成連合会
- ㉒ 北海道女性団体連絡協議会
- ㉓ 北海道文化財保護協会

※ 道庁別館西棟に事務所を置く1団体（公益財団法人北海道地域活動振興協会）を含む。

第6 監査の着眼点

(1) 管理運営について

5つの公の施設が入居する複合施設であることや、多数の財政的援助団体等が使用していることを踏まえ、効率的かつ適切な管理運営が行われているか。

(2) 道民の利用と負担の状況について

道民ニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえ、道民活動の促進などの設置目的に沿った有効活用が図られているか。また、受益者負担は適切であるか。

(3) その他

北海道及び財政的援助団体等の財務事務は適正に実施されているか。

第7 実地調査

- (1) 第5の1の所管部局及び2の財政的援助団体等に対して実地調査を実施した。
- (2) 道の財政的援助団体等に該当しない次の入居団体（10団体）に対し、地方自治法第252条の38第1項の規定に基づき、北海道監査委員との協議を経て、団体運営や本施設の使用状況に関する資料の提出を求め、実地調査を実施した。
 - ①一般社団法人北海道町内会連合会
 - ②北海道認知症の人を支える家族の会
 - ③一般社団法人北海道里親会連合会
 - ④北海道手話サークル連絡協議会
 - ⑤一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会
 - ⑥社会福祉法人北海道共同募金会
 - ⑦公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部
 - ⑧北海道社会教育委員連絡協議会
 - ⑨一般社団法人ガールスカウト北海道連盟
 - ⑩公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

II 監査の結果

第1 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、次の区分により対応を求めた。

【指摘】 早急に是正または改善を求めるもの（10件）

【意見】 適法性、有効性、効率性、経済性の観点から検討の必要性がある事項について、監査の結果に添えて提出するもの（6件）

※なお、直ちに改善を求めるものではないが、将来的な課題として、今後において検討されることを期待するものについて、別に**【所感】**として記載した。（10件）

第2 指摘等の具体的内容

別紙のとおり。

(別紙) 指摘等の具体的内容

着眼点<管理運営について>		
1	指摘	道（出納局）は、道と道立道民活動センターの指定管理者との協定により、施設設備の修繕等に係る指定管理者の業務範囲は、1件100万円以下の日常的修繕に係るものとされているが、指定管理者がこれを上回る費用を負担して経年劣化による空調機修繕工事を実施した事例等が複数あることから、道及び指定管理者は、それぞれが費用を負担して実施すべき修繕等の範囲を明確化した上で、計画的に実施すべきである。
2	意見	道（出納局）と道立道民活動センターの指定管理者との協定により、道民活動センタービルに係る光熱水費は、すべてセンターの指定管理者が負担しているが、受益と負担の適正を図る観点から、道民活動センタービルにある他の公の施設は、施設面積等に応じた光熱水費及び共有部分に係る共益的経費を、また、道から行政財産の使用の許可を受け、使用料の徴収を免除されて本施設に事務所を置く団体は、使用許可面積等に応じた共有部分に係る共益的経費を、それぞれ負担すべきである。
3	指摘	道立道民活動センターにおいては、平成17年4月に「共有会議室」（51.00㎡）が設置され、道民活動センタービルに事務所を置く団体が無料で使用できる内部的な会議室として、同センターの指定管理者により維持管理されているが、この取扱は、公有財産管理上の適正を欠くものであることから、道（出納局）は、速やかにこれを是正すべきである。
4	指摘	道民活動センタービルに入居する各公の施設は、複数のフロアに分散して配置され、それぞれが相談、図書等の情報提供及び交流機会（場所）の提供等の業務を行っており、機能及び施設設備の重複による管理運営の非効率が生じ、また、利用者の利便性が低くなっていることから、道は、組織の縦割りを排除し、相互に関係する事務事業の連携を進め、公の施設のサービスのあり方についての見直しを検討すべきである。
5	指摘	道（出納局）は、道立道民活動センターの指定管理者の業績目標指標の一つとして、「貸出施設の年間平均稼働率」を掲げ、毎年度の目標達成状況を数値化して評価・公表しているが、1日単位で稼働率を算定することにより稼働の実状よりも高く算定されていることから、利用時間帯別の稼働率を用いるべきである。 また、低利用となっている貸室について早急に原因の分析と検証を行い、貸室の形状・設備・料金体系等を機動的に見直すとともに、周辺地区における札幌市及び民間事業者等による貸室サービスの集積・競合の実態等を踏まえ貸室全体の規模の適正化を図るなど、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら費用対効果と利便の向上に資する有効活用方策を検討・実施すべきである。
6	指摘	道（保健福祉部）は、道の財政的援助団体に対する補助事業に係る行政財産の使用の許可に伴う加算料金について、財務規則運用方針に定める加算料金の徴収の基準によらず、毎年度の使用許可決定において、行政財産使用料条例第8条の「使用者に負担させることが相当である」とは認められないとしてこれを徴収しない取扱としている事例が2件（計345.71㎡、約3,496,211円）あったが、運用方針や他の徴収の実態等を勘案し、その取扱について見直しを含め検討すべきである。
着眼点<道民の利用と負担の状況について>		
7	意見	道（出納局）は、社会情勢の変化等を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、北海道立道民活動センター条例施行規則第7条に規定する同センターの利用料金の減免基準について、主として65歳以上の者で組織された団体に係る全額免除及び特定の市民活動団体に対する5割を限度とする減額のあり方等について、その必要性を含め見直しを検討すべきである。
8	指摘	道立道民活動センターの指定管理者は、利用料金の減免基準の要件に合致するかどうかについて、申込時の自己申告のみによらず、利用時に身分を証明する書類等の提示を求める等して適切に確認すべきである。
9	指摘	道立道民活動センターにおいては、近年、利用料金の免除対象者による安易な申込後の利用中止の件数が増加し、稼働率を低下させる要因の一つとなっていることから、道（出納局）は、幅広い道民の利用機会が適切に確保されるよう具体的な改善策を講じるべきである。

着眼点<その他（北海道及び財政的援助団体等の財務事務について）>

10	意見	道では、平成26年8月から、旅費支給事務の外部化に伴い宿泊料等を実費支給として財政支出の抑制を図っているが、道民活動センタービルに入居する財政的援助団体等は、宿泊旅費等の定額支給を継続していることから、道に準じて実費支給化を検討し、財政的援助の縮減に資するよう検討すべきである。
11	意見	道民活動センタービルに入居する財政的援助団体には、旅費その他の支出関係規程及び総勘定元帳等の帳簿並びに財務諸表の一部の不備があるものが散見されることから、道は、道補助金等交付規則第22条の規定等により補助事業者等に対し備付け、整理及び保管を義務づける標準的な帳簿及び書類の範囲を明確化し、実地調査等を通じて履行状況を確認すべきである。
12	指摘	北海道子ども会育成連合会は、道の財政的援助に係るものを含むすべての事業の支出伝票について、取引の相手方又は支出内容の記載がないもの及び支出承認等の手続きを行っていない事例が散見され、会計経理に適切を欠くことから、教育庁（生涯学習推進局）は、実地調査等を行い是正を指導すべきである。
13	指摘	北海道身体障害者福祉協会においては平成25年度に係る収支決算報告書に計上すべき預り金501,000円の計上漏れがあり、また、北海道障がい者職親連合会においては正味財産増減計算書の期末正味財産額に116,325円の誤りがあり、決算書類に正確性を欠くことから、道（保健福祉部）は、実地調査等を行い是正を指導すべきである。
14	指摘	北海道地域活動振興協会は、地域活動振興事業費補助金に係る講演事業の外部講師に支払う報酬額を、報酬規程等の決定基準によらず担当職員の裁量により決定しており、補助事業の執行の適正を欠くことから、道（環境生活部）は、当該団体に対し、外部講師に係る報酬規程等を適切に整備し、補助事業に係る報酬支出を適正に執行するよう指導すべきである。
15	意見	道は、補助基本額の算出に当たり寄附金その他の収入を控除すべきこととしている補助金等に係る交付申請書及び実績報告書に添付すべき関係書類について、「補助事業等に関して生じる寄附金その他の収入」を記載事項とする様式を定めて告示しているが、道民活動センタービルに入居する社会福祉関係団体から道（保健福祉部）に提出されたこれらの書類には、当該補助事業に係るものを含む事業全般に関して得られた寄附金等の収入が計上されていないものが見受けられた。 道は、補助金等の交付事務において、補助事業等に要する又は要した経費から控除すべき当該収入の範囲を具体的に定めて明示するとともに、実地調査等により補助事業者の収支の状況を正確に把握し、当該収入の有無及び金額を精査すべきである。
16	意見	北海道視覚障害者福祉連合会が視力障害者福祉推進事業費補助金を受けて実施する点訳業務は、日本赤十字社北海道支部が道民活動センタービルにおいて視覚障害者情報提供施設運営事業費補助金を受けて運営する点字図書センターにおける点字図書・録音図書等の情報提供業務と類似重複していることから、各団体における点訳機能の連携を図るなど、業務の効率化及び経費の節減を図るよう検討すること。